

# 各国の税制

## 引用文献等

記号	文 献 等
*1	道州制における地方税財政制度のあり方に関する研究会(2008)『道州制における地方税財政制度のあり方に関する研究会報告書』財団法人自治総合センター。
*2	財務省財務総合政策研究所(2002)『地方財政システムの国際比較報告書』( <a href="http://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk058.htm">http://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk058.htm</a> ) (2012年1月17日最終アクセス)。
*3	財団法人自治体国際化協会(2008)『韓国の地方自治』。
*4	地方税務協会編(2008)『地方税関係資料ハンドブック』月刊「地方税」別冊、財団法人地方財務協会。
*5	Statistics Netherlands(オランダ中央統計局)(2011): <i>Statistical yearbook 2011</i> ( <a href="http://www.cbs.nl/en-GB/menu/publicaties/boeken/statistisch-jaarboek/archief/2011/2011-a3-pub.htm">http://www.cbs.nl/en-GB/menu/publicaties/boeken/statistisch-jaarboek/archief/2011/2011-a3-pub.htm</a> ) (2012年1月16日最終アクセス)。
*6	財団法人自治体国際化協会(2005)『オランダの地方自治』。
*7	長坂寿久(2007)『オランダを知るための60章』明石書店。
*8	(財)自治総合センター(2006)「ドイツの地方税制度」『地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究報告書—諸外国の地方税制との比較を中心に—』( <a href="http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2006/00107/contents/0044.htm">http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2006/00107/contents/0044.htm</a> ) (2012年1月17日最終アクセス)。
*9	Bundesministeriums der Justiz(ドイツ法務省)(2010): <i>Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland</i> (ドイツ連邦共和国基本法) ( <a href="http://www.gesetze-im-internet.de/gg/index.html">http://www.gesetze-im-internet.de/gg/index.html</a> ) (2010年7月21日改正。2012年1月17日最終アクセス)。
*10	(財)自治総合センター(2007)「アメリカの地方税制度」『地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究報告書—諸外国の地方税制との比較を中心に—』( <a href="http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2006/00107/contents/0041.htm">http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2006/00107/contents/0041.htm</a> ) (2012年1月17日最終アクセス)。
*11	高山憲之(2008)「アメリカの社会保障番号制度と税・社会保険料の一体徴収について」( <a href="http://www.ier.hit-u.ac.jp/~takayama/pdf/interviews/america0802.pdf">http://www.ier.hit-u.ac.jp/~takayama/pdf/interviews/america0802.pdf</a> ) (2012年1月17日最終アクセス)。
*12	飯野靖四(2006)「北欧3カ国(スウェーデン、ノルウェー、デンマーク) 調査研究報告書—税行政、特に徴税費、滞納、資産評価、税当局に対する態度等の研究—」『地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究報告書—諸外国の地方税制との比較を中心に—』(財)自治総合センター ( <a href="http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2006/00107/contents/0022.htm">http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2006/00107/contents/0022.htm</a> ) (2012年1月17日最終アクセス)。
*13	池上岳彦(2004)「カナダの州・地方税制」『地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究報告書—諸外国の地方税制との比較を中心に—』、(財)自治総合センター ( <a href="http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2003/00843/contents/0006.htm">http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2003/00843/contents/0006.htm</a> ) (2012年1月17日最終アクセス)。
*14	(財)自治総合センター(2007)「カナダの地方税制度」『地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究報告書—諸外国の地方税制との比較を中心に—』( <a href="http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2006/00107/contents/0049.htm">http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2006/00107/contents/0049.htm</a> ) (2012年1月17日最終アクセス)。
*15	財団法人自治体国際化協会(2006)『スイスの地方自治』。
*16	財団法人自治体国際化協会(1994)『スイスの連邦制度と地方自治のあらまし』。
*17	財団法人自治体国際化協会(2011)『英国の地方自治(概要版)—2011年改訂版—』。
*18	溝口洋(2004)「イングランドのカウンシルタックス—税としての特徴と財政制度における特質—」『地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究報告書』財団法人自治総合センター。

注 単位の統一および四捨五入のため、合計が計算上100%にならない場合がある。

各国の税制

区分		単一制国家		
		日本	韓国	フランス
政府間の税目配分	国	*1 [中央政府] ○所得課税(所得税、法人税) ○消費課税等(消費税、揮発油税、酒税、たばこ税) ○資産課税等(相続税)	*3 [中央政府] ○内国税 ・直接税(所得税、法人税、相続・贈与税) ・間接税(付加価値税、特別消費税、酒税、印紙税、証券取引税) ○関税 ○交通・エネルギー・環境税 ○教育税 ○農漁村特別税	*4 [中央政府] ○所得課税(所得税、法人税) ○消費課税等(付加価値税) ○資産課税等(相続税、贈与税)
	広域自治体	*1 [都道府県] ○所得課税(県民税、事業税) ○消費課税等(地方消費税、自動車税、地方たばこ税、軽油引取税等)	*3 [特別市・広域市・道・特別道] ○普通税(取得税、登録税、免許税、レジャー税) ○目的税(共同施設税、地域開発税、地方教育税) [特別市・広域市・特別道のみ] ○普通税(住民税、自動車税、屠畜税、たばこ消費税、走行税) ○目的税(土地計画税) [特別道のみ] ○普通税(財産税) ○目的税(事業所税)	*1 [レジオン] ○直接税(既建設地税、未建築地税、地方経済税:CET<contribution économique territoriale>) ○間接税(自動車所得税、石油製品内国消費税等)
	中間自治体・基礎自治体連携	(該当なし) 〈組合に課税権なし〉	(該当なし)	*1 [デパルトマン] ○直接税(既建設地税、未建築地税、住居税、職業税、自動車税、不動産登録税、地方経済税:CET<contribution économique territoriale>) ○間接税(自動車保険契約税等)
	基礎自治体	*1 [市町村] ○所得課税(市町村民税) ○消費課税等(地方消費税、地方たばこ税等) ○資産課税等(固定資産税、都市計画税等)	*3 [市・郡・自治区] ○普通税(取得税、財産税) ○目的税(事業所税) [市・郡のみ] ○普通税(住民税、自動車税、屠畜税、たばこ消費税、走行税) ○目的税(土地計画税) [自治区のみ] ○普通税(免許税)	*1 [コミューン] ○直接税中心(既建設地税・未建築地税・住居税、地方経済税:CET<contribution économique territoriale>) ○都市計画諸税、ゴミ収集税、公共交通機関税、滞在税、その他諸税
	課税対象決定	*1 ○国が主たる税目を決定 *2 ○法定外税あり	*3 ○法定の税目以外に各地方自治団体が条例で税を創設することは認められていないが、地域開発税では任意税目制度が採用されており、法定外税に近い役割を果たしているといえる。	*2 ○地方税は法律で規定 *1 ○任意の税目が多数存在 ○任意の減免が多数存在
税率決定	*1 ○国が標準税率を決定 ○地方団体は、財政上その他の必要があると認める場合には税率の変更が可能	*3 ○16の地方税目中、11税目に対する税率決定権が地方自治団体に付与されている。	*1 ○自治体が税率を決定(コミューンは、一部不可)	
賦課徴収	*1 ○基本的に各自治体が徴収<例外> ・地方消費税:国が徴収 ・都道府県民税:市町村が徴収	*3 ○地方税の賦課徴収は基礎自治団体が行っている。 ○基礎自治団体は区域内の広域自治団体の税を徴収し、広域自治団体に納入する義務を負う。	*1 ○国が地方税を含め徴収	

各国の税制

区分		単一制国家		
		スウェーデン	オランダ	英国(イングランド例)
政府間の税目配分	国	*4 [中央政府] ○所得課税(個人・法人所得課税) ○消費課税等(一般消費税・特定消費税) ○財産課税	*5 [中央政府] ○所得課税(所得税、賃金税、法人税) ○消費課税等(付加価値税、環境関連税、自動車税) ○資産課税等(富裕税)	*4 [中央政府] ○所得課税(所得税、法人税) ○消費課税等(付加価値税) ○資産課税等(相続税)
	広域自治体	*1 [ランスティング] ○所得課税(比例税率の個人所得税による単一税制)	*5, 6 [プロヴィンス] ○消費課税等(プロヴィンスが独自に徴収できる財源は自動車税に限られている)	(該当なし)
	中間自治体・基礎自治体連携	(該当なし)	*7 [ウォーターボード] ○消費課税等(汚染税)  ○資産課税等(ウォーターボード料) *6 「広域公共団体」に課税権なし(総じて、オランダでは課税権のほとんどが国に帰属するという税構造となっている)	(該当なし)
	基礎自治体	*1 [コミュニティ] ○所得課税(比例税率の個人所得税による単一税制)	*6 [ヘーメンテ] ○不動産税が大半を占めるが、その他に樹木伐採許可税、ごみ・下水道処理税、犬税などが僅かにある	*1 ○(カウンシルタックスによる単税制度; 1993年～)  *17 ○国が設定する上限の範囲で、ノン・ドメスティック・レイトの追加課税が可能; 2009年～
	課税対象決定	*2 ○法定外税は可能(導入なし)  *1 ○国会が課税対象を決定	*6 ○プロヴィンス及びヘーメンテは法律によって認められた税以外に新たな税目を制定することはできない。しかし、供給するサービスに要する費用との関連性があれば、手数料に関しては任意に制定することができる。	*2, 18 ○地方税は法律で規定  ○国が税率制限権を持つ(中央政府は自治体のカウンシルタックスの上昇を抑える権能を有している)
地方税制	税率決定	*1 ○自治体が税率を決定	*6 ○税率に関しては法律で定められた上限があり、ヘーメンテがこの上限を上回る税率を設定することはできない。	*18 ○地方政府が(それぞれの財政状況に応じてカウンシルタックスの)税額を決定
	賦課徴収	*1 ○国が地方税を含め徴収	*6 ○地方自治体等の自主財源としては地方税(belasting)が存在するが、予算全体に対する割合はプロヴィンス、ヘーメンテともにわずかである。  ○プロヴィンス税として課している自動車税は、本来国税としても課されているもので、この追加的要素で、プロヴィンスが課税徴収している。  ○税収の大部分については、国が直接徴収を行うが、プロヴィンス、ヘーメンテもまた特定の税目や課徴金などは徴収。また、ウォーターボードもまた課税権を持っている。	*1 ○一層目の地方政府(ディストリクト、ユニタリー、ロンドン・バラなど)が徴収

各国の税制

区分		連邦制国家			
		ドイツ	アメリカ	カナダ	スイス
政府間の税目配分	連邦	*4 [連邦] ○所得課税(所得税<共同税>、法人税<共同税>) ○消費課税等(付加価値税<共同税>、自動車税、鉱油税、保険税)	*4 [連邦] ○所得課税(個人、法人所得税) ○消費課税等(酒税、たばこ税) ○資産課税等(遺産税・贈与税)	*4 [連邦] ○所得課税(個人・法人所得税)  ○消費課税等(財貨・サービス税)	*15 [連邦] ○所得課税(連邦直接税、予納税)  ○消費課税等(付加価値税、鉱油税、印紙税、たばこ税)
	州	*4 [州] ○所得課税(所得税、法人税、<以上、共同税>) ○消費課税等(付加価値税<共同税>) ○資産課税等(不動産取得税、相続・贈与税、ビール税、カジノ税)	*4 [州] ○所得課税(個人、法人所得税)  ○消費課税等(小売売上税、個別間接税)	*4 [州] ○所得課税(個人・法人所得税) ○消費課税等(小売売上税、共通売上税) ○資産課税等(財産税)	*15 [州] ○所得課税(個人所得税、住民税または世帯税)  ○資産課税等(個人財産税、法人所得資本税、不動産利益税、相続・贈与税)
	広域自治体・基礎自治体連携	(該当なし) <郡、市町村連合に課税権なし>	*10 州政府は、連邦憲法の特別規定による制約を除き、固有の完全な課税権を有しており、連邦・州間では税目の重複が見られる。一方、地方政府は、州から課税権を委譲される形をとり、通常、州が税目を設定し、税率については、一定の制限の範囲で地方政府に自由度が認められている例が多い。	*13 カナダには市町村とは別に学区というものが存在し、学区の財源となる不動産税がある。基本的には、州のルールで課税し、徴税は市町村が実施し、それを学区に渡す方式を採用している州が多いようである。	*16 ほとんどの州では郡は単なる州の行政区画であり、法人格をもたない。ただし、シェヴィーツ州の郡とグラウビュンデン州のサークル(cercle)は、法人格、固有の組織、一定の自治権を持つ公共団体である。サークルは、規則を定め税を徴収する権限を持つ。
	基礎自治体	*4 [市町村] ○所得課税(所得税<共同税>、営業税)  ○消費課税等(付加価値税<共同税>、地域的消費税・支出税) ○資産課税等(不動産税)	*4 [市町村] ○消費課税等(小売売上税)  ○資産課税等(財産税)	*4 [市町村] ○資産課税等(財産税)	*15 [市町村] ○所得課税(個人所得税、住民税または世帯税)  ○資産課税等(個人財産税、法人所得資本税)
地方税制	課税対象決定	*2 ○独自税目創設権 州税は連邦法で規定(大半は全国一律の税率) 地域的消費税・支出税は法定外税としての機能を持つ。(連邦は、共同税、連邦税、州税の立法権を持つとともに、地方税の一部の基本構造を決定)	*2 ○独自税目創設権: 州税は州法で規定(一部憲法上の制限あり) 地方政府税は、州法で規定	*2 ○独自税目創設権: 州税は州法で規定(一部憲法上の制限あり) 地方政府税は、州法で規定	*16 州は連邦税と重複しない範囲で独自に州税を定めることができ、地方税の中身も名称も州によりさまざまである。市町村については連邦憲法には特に規定はなく、州の課税権を根拠として州が一定の権限を与えている。
	税率決定	*2, 9 ○税率設定権 州: なし(不動産取得税は可) 地方政府: あり(一部不可) ○市町村は、営業税・不動産税の賦課率を決定	*2 ○税率設定権 州: あり 地方政府: あり(一部不可。州による税率制限の規定あり。制限の有無・内容は州による)	*2 ○税率設定権 州: あり 地方政府: あり(一部不可。州による税率制限の規定あり。制限の有無・内容は州による)	*16 個人所得税も法人所得税も累進的だが、州によって税率が異なっていたり、自治体によって税率が異なっていたりする。
	賦課徴収	*8 ○(税収入総額の約70%を占める)共同税(所得税、法人税、付加価値税など)の徴収は州政府が行う。  *9 ○州の独自税源(地域的消費税・支出税)についての権限の一部強化(ドイツ基本法第105条第2a項の改正: 2006年9月~)	*11 ○国税と社会保険料については、内国歳入庁(IRS)が一元的に徴収  *12 ○他方、アメリカではいろいろなレベルの地方の徴税機関が間接税の徴収に従事している	*14 ○個人所得税・法人所得税については連邦一州間の徴税協定により連邦が行う場合が多い。 ○売上税については州が、固定資産税については地方政府が行っている。	*16 州の税務当局は州ごとで異なるが、市町村税の取扱いを基準に次の4つに分けることができる。①市町村の税務当局が州税と市町村税の課税・徴税を行う州、②州の税務当局が州税を課税・徴収し、市町村税は市町村の税務当局が管轄する州、③州の税務当局が州税と市町村税ともに管轄する州、④税目、納税者、市町村の地理的条件によって州が市町村に権限を配分する州。